

「災害医療コーディネーター」の設置について

平成26年6月28日
広域医療局

- 東日本大震災における支援活動での課題を踏まえ、災害時に「医療従事者」の適正配置や「医療資機材」の配分等を行うため、被災地の医療を統括・調整する「災害医療コーディネーター」を全ての構成府県に設置した。

災害医療コーディネーターの役割

- ・ 災害の状況に応じた適切な医療体制の構築を図る。
- ・ 傷病者の受入れ医療機関確保のための調整を行う。
- ・ 超急性期（災害発生から48時間）以降における医療救護班の活動調整を行う。 等

- 今後も「災害医療コーディネーター」の養成に取り組むこととし、合同による研修会や訓練を実施する。
- 災害医療コーディネーターの設置状況（平成26年6月現在）

構成団体	設置状況	構成団体	設置状況
滋賀県	76人	和歌山県	20人
京都府	26人	鳥取県	22人
大阪府	20人	徳島県	40人
兵庫県	56人	<u>合計</u>	<u>260人</u>

※災害医療コーディネーターには、医師、歯科医師等に就任いただいている。